

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長
2	対象税目	(国 12)(法人税:義) (地 13)(法人住民税、法人事業税:義) 【新設・ <u>拡充</u> ・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>(1) 現行制度の概要 平成 26 年 4 月から 27 年 3 月までに耐震性に係る報告を港湾管理者に行った上で、報告後 3 年以内に耐震改修を行った民有の護岸、岸壁及び栈橋について、20%の特別償却。</p> <p>(2) 要望の内容 現行措置を延長し、港湾管理者への報告期間を平成 30 年 4 月から平成 32 年 3 月までとし、報告後 3 年以内に耐震改修を行った施設を対象とする。</p> <p>加えて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における施設については、40%の特別償却とする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 43 条の 2 第 2 項、第 68 条の 17 第 2 項 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 1 項第 3 号
4	担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課危機管理室 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年度～34 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 26 年度 創設
7	適用又は延長期間	5年間(平成 30 年度～34 年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大規模地震等により損壊し、土砂を流出させ船舶交通に著しい支障を及ぼすおそれのある施設につき、耐震改修を促進することで、非常災害時においても耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土強靱化基本計画(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)において、「コンビナートに係る・・・護岸等の強化等の地震・津波対策・・・を着実に推進する必要がある」と規定されている。 ○ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成 26 年 3 月 28 日中央防災会議決定)において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」ことが位置付けられている。 ○ 首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成 26 年 3 月 28 日閣議決定)において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役

			割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」ことが位置付けられている。 ○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画(平成 18 年 3 月 31 日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関係事業者は、…港湾・漁港の耐震性の強化を進める」ことが位置付けられている。																																
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標19 海上物流機能の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する に包含																																
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○ 耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性を確保し、大規模地震発生時における航路機能を確保する。 《達成目標に係る測定指標》 ○ 民有護岸等の中で、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの施設のうち、本年度中を目途に確立する簡易な耐震性調査手法等を用い、特に耐震改修が必要となるものについて、耐震性の確保を進める。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置が、民有護岸等の耐震改修促進に対するインセンティブとなり、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、大規模地震発生時においても耐震強化岸壁や石油製品の出入荷施設に至る航路の機能が維持され、緊急物資輸送や燃油供給が確保される。																																
9	有効性等	① 適用数等	○適用件数及び適用額 (単位:件、億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度¹³</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29 (見込)</th> <th>30 (見込)</th> <th>31 (見込)</th> <th>32 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>適用額(延長分)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12.5</td> <td>24.4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>適用額(拡充分)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>25</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <出典・根拠> ・平成 26～29 年度の実績及び見込は港湾管理者への調査による。(平成 29 年 2 月) ・平成 30～32 年度の実績及び見込は、護岸等を所有する主要な民間事業者(19 社、本社・事業所)へのヒアリングによる。(平成 29 年 4 月～7 月) <過去の実績について適用数等が想定外に僅少でないか否か> ○ 民間事業者にとって、護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等が収益に直接結びつかない施設であるため、厳しい経営環境の中、耐震改修等に踏み切れなかった状況を勘案すれば、適用数が想定外に僅少であるとはいえない。	年度 ¹³	平成 26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	適用件数	0	0	0	0	2	4	5	適用額(延長分)	0	0	0	0	12.5	24.4	0	適用額(拡充分)	0	0	0	0	0	25	37
年度 ¹³	平成 26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)																												
適用件数	0	0	0	0	2	4	5																												
適用額(延長分)	0	0	0	0	12.5	24.4	0																												
適用額(拡充分)	0	0	0	0	0	25	37																												

② 減収額

○減収額

(単位:億円)

年度 区分	平成 26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)
法人税	0	0	0	0	0.6	3.5	3.4
法人住民税	0	0	0	0	0.1	0.4	0.4
法人事業税	0	0	0	0	0.6	4.0	4.0

<出典・根拠>

- ・平成 26～28 年度の実績は、適用件数及び適用額が無かったため、減収額は 0 となっている。
- ・平成 29 年度の見込は港湾管理者への調査による。(平成 29 年 2 月)
- ・平成 30～32 年度の実績及び見込は、護岸等を所有する主要な民間事業者(19 社、本社・事業所)へのヒアリングによる適用額(上記①)に、特別償却率(延長分:20%、拡充分 40%)及び税率(法人税:23.2%、法人住民税:3%、法人事業税:26.8%)を乗ずることにより算出。

(法人税)

平成 30 年度: 12.5(億円) × 20(%) × 23.2(%) = 0.6(億円)

平成 31 年度: {24.4(億円) × 20(%) × 23.2(%) } + {25(億円) × 40(%) × 23.2(%) } = 3.5(億円)

平成 32 年度: 37(億円) × 40(%) × 23.2(%) = 3.4(億円)

(法人住民税)

平成 30 年度: 12.5(億円) × 20(%) × 3(%) = 0.1(億円)

平成 31 年度: {24.4(億円) × 20(%) × 3(%) } + {25(億円) × 40(%) × 3(%) } = 0.4(億円)

平成 32 年度: 37(億円) × 40(%) × 3(%) = 0.4(億円)

(法人事業税)

平成 30 年度: 12.5(億円) × 20(%) × 26.8(%) = 0.6(億円)

平成 31 年度: {24.4(億円) × 20(%) × 26.8(%) } + {25(億円) × 40(%) × 26.8(%) } = 4.0(億円)

平成 32 年度: 37(億円) × 40(%) × 26.8(%) = 4.0(億円)

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

<達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況>

- 本税制措置により、平成 26～29 年度中に、耐震性が不足する民有護岸等の耐震改修が進むことを想定していたが、適用実績は 0 件であった。これは、耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に大きな影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等は収益に直接結びつかない施設であることから、厳しい経営環境の下、耐震改修が進まなかったことが要因と考える。

<測定指標を変更する理由>

- 平成 26～29 年度の適用実績が 0 件であったことを踏まえ、全国の中でも特に、近い将来の発生確率が高く、発生した場合広域かつ甚大な被害が想定されている南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にある港湾については、民有護岸等の耐震改修を促進する必要性が特に高い。

		<p>○ この中でも、災害時の人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用する港湾であり、国土交通省としても非常災害発生時に船舶交通を緊急に確保する必要がある区域を「緊急確保航路」と定めたところであり、必要な体制を整えてきた緊急確保航路に接続する港湾については、早急に国を挙げて耐震性を確保する必要があることから、測定指標の対象を全国の港湾から上記の港湾に変更した。</p> <p><租税特別措置等による直接的な効果></p> <p>○ 護岸等の耐震改修には多額の費用がかかる一方で、民間事業者にとっては収益施設でないことから、強力なインセンティブがなければ、耐震改修が促進されず、災害時の船舶航行へ影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>○ そこで、本税制措置により、民有護岸等の耐震改修を促進することで、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、非常災害時の緊急物資輸送や燃油供給等に必要な航路機能の確保につながる。特に、耐震改修の必要性が高い、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾について、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、非常災害時の緊急物資輸送や燃油供給等に必要な航路機能の確保につながる。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本税制措置によって、平年度に 7.9 億円の税収減が見込まれるが、航路沿いの民有施設の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、港湾の後背地への緊急物資輸送や燃油供給を安定的に確保することができる。加えて、後背地に立地する産業のサプライチェーンの確保や早期復旧が可能となることから、大規模地震による市民生活への被害を最小限に留めるのみならず、我が国経済や産業活動への被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興に寄与するものと見込まれる。</p> <p>なお、本税制措置は特別償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。</p> <p>以上を踏まえると、本措置は効果と減収額を比較して、十分に減収額を是認する効果がある、また今後とも、十分に税収減を是認する効果を持ちうると言える。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>護岸等は、一般的に収益性が低く、耐震改修に要する費用は多額であることから、事業者の初期投資の負担を軽減することができる最小限の措置として、特別償却制度を活用しているものである。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本税制措置は、護岸等の設備投資のインセンティブとなり、災害時の航路機能を確保するため、広く民間事業者の所有する護岸等の耐震改修を促進するという政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査を進めるため、国、港湾管理者及び民間事業者は以下のような措置を行っているところ。</p> <p>① 港湾第 55 条の 8 に基づく無利子貸付による民有護岸等の耐震改修 【実施主体】: 国、港湾管理者、民間事業者 【対象】: 耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸・岸壁・物揚場 【貸付割合】: 国: 港湾管理者: 民間事業者 = 3: 3: 4 【効果】: 無利子貸付により改修の資金を供給することで、事業の成立性を高める。</p> <p>② 港湾第 56 条の 2 の 22 等に基づく技術的支援</p>

		<p>【実施主体】:国、港湾管理者</p> <p>【内容】:国は、従来の耐震性調査及び耐震改修工法と比較して簡易・簡便な耐震性調査手法及び耐震改修工法を確立することとしており、これをガイドラインとしてとりまとめる。</p> <p>国と港湾管理者は、当該ガイドラインを周知し、民間事業者に技術的支援を行うこととしている。</p> <p>【効果】:耐震性調査や耐震改修に係る資金・技術力の負担を低減する。</p> <p>③ 港湾管理者による公共護岸等の耐震改修</p> <p>【実施主体】:港湾管理者(国)</p> <p>【内容】:港湾管理者は、民有護岸等ではない航路沿いの護岸等を管理しており、必要な部分については、国からの交付金を得ながら公共事業にて耐震改修を実施している。</p> <p>【効果】:民有護岸等と合わせて、公共護岸等を耐震改修することにより、一体となって、災害時の航路機能を確保することができる。</p> <p>(他の支援措置との役割分担)</p> <p>○ 民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等が収益に直接結びつく施設でない。</p> <p>○ この中で、①及び②の支援制度を行ってもなお、民間事業者は自身で調達する資金が必ず発生するため、この自己調達資金について本税制措置により特別償却を行うことで投下資金の早期回収を可能とし、資金繰りを改善することができる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置により、大規模地震発生時の臨海部の被害を軽減するとともに、港湾における航路機能が確保され、各地域の産業活動や市民生活への被害を最小限に留め、地域の迅速な復旧が図られるものであることから、地方公共団体が一定の協力をすることは相当である。</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 (H25 国交 35)